

○追手門学院大学大学院経済学研究科規程

2015年3月16日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、追手門学院大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条第1項の規定に基づき、追手門学院大学大学院経済学研究科（以下「本研究科」という。）に関し、必要な事項を定める。

(教育目的)

第2条 本研究科は、学士課程教育や社会での経験を基礎とした広い視野に立って経済学における高い研究能力と卓越した専門能力を有する人材を養成すると共に、経済学における研究者または高度専門職業人として、高度の専門知識及び能力を備えた人材を育成することを目的とする。

2 博士前期課程は、経済学の分野において創造的・独創的な研究を推進し、先駆的な情報を発信しながら経済学の高度な専門知識の深奥を極め、かつ関連する専門領域を横断した学際性を備え、社会的貢献のできる人材を養成することを目的とする。

3 博士後期課程は、高度な経済分析能力を有し、高度な専門知識と総合判断力によって学問の進歩に寄与すると共に社会の発展に貢献できる創造性及び学識豊かな研究者または専門職業人を育成することを目的とする。

(専攻)

第3条 本研究科の専攻は次のとおり。

博士前期課程 経済学専攻

博士後期課程 経済学専攻

(定員)

第4条 経済学研究科の学生定員は、次のとおりとする。

経済学専攻	入学定員	編入学定員	収容定員
博士前期課程	15名	—	30名
博士後期課程	3名	—	9名
計	18名	—	39名

(標準修業年限)

第5条 本研究科博士課程の標準修業年限は5年とし、これを標準修業年限2年の博士前期課程と標準修業年限3年の博士後期課程に区分し、前者を修士課程として取り扱う。

(学年、学期及び休業日)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて前期・後期の2学期とし、期間については別に定める。

第7条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 学院創立記念日(5月29日)

(4) 本学が定めた夏期、冬期及び春期休業日

2 前項第4号に規定の休業期間は、本学学年暦による。

3 学長は、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(授業科目及び単位数)

第8条 授業科目及びその単位数は、別表第Iのとおりとする。

2 前項に規定する授業科目のうち、大学院共通科目については、指導教員が研究上特に必要と認めた場合に限り、履修することができる。

3 第1項に規定する授業科目のうち、大学院共通科目については、第13条に規定する修了要件に含めない。

(授業科目の履修)

第9条 授業科目の履修については、大学院学則、追手門学院大学学位規程(以下「学位規程」という。)及び第8条に規定する授業科目一覧等に基づき、指導教員と相談の上決定するものとする。

2 授業科目の履修にあたっては、所定の方法により指定された期日までに履修登録を行わなければならない。

3 各学期における履修登録に単位制限は設けない。ただし、第12条に規定する長期履修学生にあつては、年間における履修登録上限単位数は12単位とする。

4 指導教員以外の演習又は指導教員が研究上特に必要と認めた経営学研究科の授業科目の履修は、それぞれ8単位まで履修できることとし、第13条に規定する修了要件に含めることができる。

5 演習Iの単位を修得しなければ演習IIを履修することはできない。ただし、演習I・IIは同一科目でなければならない。

(メディアを利用した授業)

第10条 第8条に規定する授業科目の一部は、追手門学院大学学則(以下「大学学則」と

いう。) 第19条第3項の規定を準用し、多様なメディアを高度に利用し、当該授業を行う教室以外の場所において履修させることがある。

- 2 前項に規定する授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

(教育方法の特例)

第11条 本研究科は、大学院学則第4条第3項に基づき、夜間その他特定の時間・時期において授業(前条に規定するメディアを利用した授業を含む)または研究指導を行う等の教育方法の特例による教育を必要に応じて行う。

(長期履修制度)

第12条 本研究科は、大学院学則第3条第3項に定める長期履修制度による学生を受け入れる。

- 2 前項の長期履修制度に関して、この規程に定めのない事項は、別に定める。

(修了要件)

第13条 博士前期課程及び博士後期課程の修了要件については、以下のとおり。

博士前期課程 2年以上在学し、指導教員の演習Ⅰ、演習Ⅱ各4単位計8単位を含む30単位以上を修得、また、必要な指導を受け修士論文の審査又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格しなければならない。

博士後期課程 3年以上在学し、研究演習12単位を含む20単位以上を修得、また、必要な指導を受け博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。

- 2 前項に規定する単位の計算については、大学学則第19条及び第20条の規定を準用し、修士論文又は特定課題の研究成果及び博士論文の審査と試験については、学位規程の定めによる他、別にこれを定める。

- 3 第1項に規定する在学期間は、優れた業績を上げた者については、特例として博士前期課程にあつては1年以上、博士後期課程にあつては2年以上、通算で3年以上在学すれば足りるものとする。

(在学年限)

第14条 前条に規定する在学期間については、博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を超えることができない。

- 2 第12条に規定する長期履修学生の長期履修期間についても、前項に規定する在学年限を超えることはできない。

(学修の評価)

第15条 学修の評価は、筆記試験若しくは口述試験または研究報告の審査（以下「試験等」という。）により行う。

2 試験等は、授業科目の授業修了の学年末または学期末に行う。ただし、担当教員が必要と認めたときは、随時に行うことがある。

3 試験等を行う授業科目、日時その他必要な事項は、その都度公示する。

（試験等の成績評価）

第16条 試験等の成績は、100点満点とする点数で次のとおり評価し、60点以上を合格とする。

合格 80—100（優） 70—79（良） 60—69（可）

不合格 0—59（不可）

2 試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

（課程修了の認定）

第17条 課程修了の認定を得た者には、次のとおり学位を授与する。

経済学研究科 経済学専攻 博士前期課程 修士（経済学）

経済学研究科 経済学専攻 博士後期課程 博士（経済学）

2 前項に規定するほか、本研究科の博士課程の課程を経ないで博士の学位を取得しようとする者に対しては、本研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格し、かつ本研究科の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認したときは、博士の学位を授与する。

3 前2項に規定する学位及び学位授与等については、大学院学則及び学位規程の定めによるものとし、第42条に規定する研究科委員会及び大学院委員会の議を経て学位授与委員会が行う。

4 大学院委員会及び学位授与委員会に関する事項は、別にこれを定める。

（満期退学）

第18条 博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得した者に対しては、大学院学則第12条により単位修得満期退学証明書を交付する。

（教員免許状の資格取得）

第19条 本研究科において、大学院学則第17条第1項に定める所要単位を修得した者が、取得できる教員免許状とその教科は次のとおり。

中学校教諭専修免許状（社会）

高等学校教諭専修免許状（公民）

(入学)

第20条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

第21条 本研究科の博士前期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
- (4) 本研究科における個別の入学審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

第22条 本研究科の博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者
- (4) 本研究科における個別の入学審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

(入学検定)

第23条 入学は検定によって決定する。入学検定及び入学手続きの方法は別に定める。

2 入学者の合否判定は、第42条に規定する研究科委員会が行う。

(転学)

第24条 他大学の大学院から本研究科への転学は、欠員がある場合に限り、審査の上許可することができる。

2 他大学の大学院へ入学または転学を希望する者は、学長の許可を得なければならない。

(休学)

第25条 病気その他やむを得ない理由で引き続き6か月以上修学できない場合は、休学願を研究科長に提出し、その許可を得て休学することができる。ただし、病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 休学の期間は、引き続き2年を超えることができない。

3 休学の期間は、博士前期課程、博士後期課程について、それぞれ通算して3年を超える

ことができない。

4 休学の期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第26条 休学の理由が消滅し、復学しようとするときは、復学願を研究科長に提出し、その承認を得なければならない。

(休学中の学費)

第27条 休学中は、授業料その他の学費を減免する。

2 前項により減免する授業料その他の学費及びその額は、別にこれを定める。

(退学)

第28条 退学しようとする者は、その事由を具して学長に願い出、許可を受けなければならない。

(再入学)

第29条 前条により退学した者又は除籍された者が再入学を願い出たときは、退学又は除籍後2年以内に限り、審査の上、許可することがある。ただし、大学院学則第13条に定める在学年限を超えて除籍された者は、再入学を許可しない。

(単位修得後の在学)

第30条 本研究科の博士前期課程及び博士後期課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得した者が、修士又は博士論文提出のために引き続き在学しようとするときは、在学しようとする年度の前年度末までに所定の手続きを行わなければならない。

2 博士後期課程において前項の手続きを行わない場合には、第18条に規定する満期退学者として取り扱う。

(委託生)

第31条 学校、官庁その他公共団体等から本研究科の特定の授業科目を指定して修学を委託されたときは、選考の上、委託生として入学を許可することがある。

2 委託生が、その履修した授業科目について願い出ることにより、試験の上、証明書を交付する。ただし、単位は与えない。

(科目等履修生)

第32条 本大学院の学生以外の者で、本研究科の特定の授業科目を指定して履修を願い出る者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生が、その履修した授業科目の試験を受けることにより、合格した授業科目については単位を与える。ただし、科目等履修生が当該年度に履修できる単位数は、10

単位以内とする。

- 3 合格した授業科目については、願い出により、単位取得証明書を交付する。

(聴講生)

第33条 本大学院の学生以外の者で、本研究科の特定の授業科目を指定して聴講を願い出る者があるときは、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

- 2 聴講生が、その履修した授業科目について願い出ることにより、試験の上、聴講証明書を交付する。ただし、聴講生が当該年度に履修できる単位数は、20単位以内とし、単位は与えない。

(研究生)

第34条 本研究科において研究を希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生は、研究期間修了時に研究報告書を提出しなければならない。研究報告書を提出した研究生の願い出により、研究証明書を交付することができる。ただし、研究生に対しては、単位は与えない。

(外国人特別学生)

第35条 外国人で、大学院学則第19条に定める資格を有する者が、同第22条によらないで本邦所在の外国公館の推薦により出願するときは、選考の上、外国人特別学生として入学を許可することがある。

(規程の準用)

第36条 大学院学則第1条、第2条、第4条、第6条から第8条まで、第9条第2項、第18条、第23条、第27条及び第45条から第54条までの規定は、委託生、科目等履修生、聴講生、及び研究生に準用する。

- 2 前項の規定のほか、大学院学則第18条及び第19条の規定は、委託生、科目等履修生及び聴講生に準用する。
- 3 委託生、科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人特別学生に関する事項は、大学院学則及びこの規程の定めによる他、別にこれを定める。

(入学検定料、入学金、授業料等)

第37条 本研究科に入学を出願する者は、大学院学則第40条に定める入学検定料を納付しなければならない。

- 2 本研究科に入学を許可された者は、大学院学則第41条に定める入学金及び所定の学費を納付しなければならない。ただし、第12条に規定する長期履修学生については、別に

これを定める。

第38条 委託生は研修指導費、科目等履修生は履修料、聴講生は聴講料、研究生は研究指導費を納付しなければならない。

2 納付額については、大学学則第53条の定めによる。

第39条 入学金、授業料その他の学費、研修指導費、履修料、聴講料、研究指導費の金額及び徴収については、別にこれを定める。

第40条 既納の入学金、授業料その他の学費、研修指導費、履修料、聴講料、審査料及び研究指導費は、いかなる事情があっても返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、本大学院に入学を許可された者が指定の期日までに入学辞退を申し出た場合は、その請求により入学金を除く授業料その他の学費を返付する。

3 前項の返付に関する取扱いは、別に定める。

第41条 第30条に規定する修士又は博士論文審査のために在学手続きを行った場合の授業料その他の学費は、大学院学則第43条第2項及び第3項に定める減免を行う。

2 前項の規定に関わらず、第12条に規定する長期履修学生については、これを別に定める。

(委員会)

第42条 大学院学則第48条に基づき、本研究科に研究科委員会を置く。

2 第23条、大学院学則第49条及び第50条に定めるほか、研究科委員会に関することは、別にこれを定める。

(賞罰及び除籍)

第43条 賞罰及び除籍については、大学院学則第46条に基づき、大学学則第63条から第66条までの規定を準用し、同学則第65条中当該学部会議を当該研究科委員会に、同学則第66条中8年を博士前期課程にあつては4年に、博士後期課程にあつては6年に、それぞれ読み替えるものとする。

(その他)

第44条 大学院学則、学位規程及びこの規程に定めのない事項については、研究科委員会及び大学院委員会がこれを定める。

(規程の改廃)

第45条 この規程の改廃は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て教育研究評議会が行う。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年7月1日から施行する。